

平成27年4月1日宿泊初日から

「南さつま市スポーツ観光推進協議会」合宿等誘致促進奨励金

南さつま市内でスポーツ大会や合宿をする団体に奨励金を支払っていますが、この度支払条件を以下のとおり変更します。宿泊される団体等にぜひご紹介ください。

■奨励金の支払い要件

○県外や県内離島にある運動系の団体（プロ・実業団・部・サークル）であること

・文化系の団体は奨励金支払いの対象外となります。

○市内の施設で大会や練習を行い、かつ、市内の施設に宿泊すること

・練習だけ市内、宿泊だけ市内という場合は奨励金支払いの対象となりません。

・宿泊料を要しない施設や集会施設・キャンプ場のテント・コテージなどに宿泊する場合も奨励金支払いの対象となりません。

・「かせだ交流センターさんばる」、「笠沙恵比寿」に宿泊する場合も対象になります。

※なお、大会参加の場合、大会運営経費などで市が関係する大会において一部対象外（ガンバリーナかせだ杯及び西日本女子サッカーなど）のものがああります。事前にお問い合わせください。

○1回の合宿等における宿泊日数が連続2日間以上で、かつ、延べ宿泊数が20泊以上であること

・延べ宿泊数とは、宿泊数の合計で、例えば20人が2泊した場合の延べ宿泊数は、20人×2泊で、40泊となります。

■奨励金の額

○奨励金は、高校生以下が1人1泊700円、大学生を含む一般の方が1人1泊1,000円で、1回の合宿につき20万円を限度とします。

○市が設置した「かせだ交流センターさんばる」、「笠沙恵比寿」に宿泊する場合は1人当たり一律1泊500円とします。

（一般の場合・・・）

※20人が5泊した場合、20人×5泊×1,000円＝100,000円

※50人が6泊した場合、50人×6泊×1,000円＝300,000円

限度額を超えるため、奨励金は200,000円となります。

■奨励金の請求手続き

○合宿を開始する前又は合宿中に、『奨励金交付申請書』を協議会事務局に提出してください。（事後の申請は対象外となります。）

○合宿終了後は、市内の宿泊施設が発行する『宿泊者数証明書』と『奨励金口座振込申出書』を協議会事務局に提出してください。

【お問い合わせ】

〒897-8501 鹿児島県南さつま市加世田川畑2648

南さつま市 産業おこし部 観光交流課（南さつま市スポーツ観光推進協議会事務局）

TEL：0993-53-2111 FAX：0993-53-5465

E-mail：kankou3@city.minamisatsuma.lg.jp